



公民連携ファイナンスの展開

PFI・PPP等への取組み

日本銀行金融機構局
金融高度化センター 企画役

北村 佳之

わが国では、高度成長期に集中整備された公共インフラが、耐用年数の到来により一斉に更新期を迎えている。また、耐用年数が未到来であっても、耐震化に向けて施設更新・改修が急務となっている施設も少なくない。公共インフラの大部分は地方公共団体が管理しているため、今後、インフラ更新の莫大な費用が地方財政にのしかかる。

この間、わが国の財政状況は、主要先進国中で最悪の水準となっており、政府から地方公共団体への財政移転が抑制されていく可能性がある。また、人口高齢化を受けて、社会保障費の増加に加え、市民税などの税収が減少するため、地方公共団体の財政状況はますます厳しさを増す。こうした中で、公共インフラの更新費用の急増が地方公共団体の財政を直撃するわけである。

こうした事態への対応策のひとつとして注目されているのがPFI/PPPであり、いずれも「公民連携事業」として捉えられる。PFIの特徴は、①設計・建設・維持管理・運営を一括して同一企業に任せる「包括発注」、②公共サイドが求める性能をクリアできるのであれば、企業に工法、資材などの選択を任せる「性能発注」、③上記①の実施に伴う「長期契約」、である。上記①～③を通じて、企業に民間ノウハウを十分に活用してもらい、公共施設の設計・建設・維持管理・運営に要する費用（以下、「総事業費」）の抑制を図るわけである。

政府は一貫してPFI/PPPを強力に推進している。2014年の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定後、PFI/PPPは地方創生の手段のひとつとしても位置付けられている。PFI/PPPの実施

件数は増加しており、2015年度末時点でPFI事業は合計527件が組成されている。政府は、「PPP/PFI推進アクションプラン」において、公共施設等運営権方式（コンセッション方式）、収益施設の併設、公有地の活用を推進しているほか、観光関連インフラや電線地中化などにも利用可能性を見出している。

地方公共団体では、「案件組成に時間がかかる」、「ノウハウや人員の不足」等の理由からPFI/PPPへの取組みが進んでこなかった。これに対して、政府では、導入可能性調査費への補助拡大、先進事例に対する知見を共有する「地方ブロックプラットフォーム」（全国9ブロック）や「地域プラットフォーム」（地方公共団体ごとに設立）の立ち上げなどに取り組んでいる。

PFI/PPPは「総事業費の抑制」のみに効果があるのではない。地方公共団体の職員は、「まちの抱える課題」を解決して市民サービスを向上させたい、という「夢」を持っている。民間の知恵と工夫と資金を使って、その「夢」を開花させていくこともPFI/PPPの醍醐味である。「公共施設大更新時代」の到来は、地方公共団体にとってピンチである。しかし、人口増加局面で整備された社会インフラを、今後の人口減少局面に見合ったものに造り替え、さらにPFI/PPPを使って「まちの抱える課題」も解決できるのであれば、むしろチャンスなのではないか。地域金融機関が地方公共団体や地元企業を十分にサポートすることにより、「ピンチをチャンスに変える」PFI/PPPが増加することを期待したい。